

明日の安心と成長のための緊急経済対策

国土交通省関係施策

平成22年4月16日

1. 雇用

(1) 観光立国実現に向けた施策の推進

- 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

(2) 建設企業の成長分野展開支援

- 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進

(3) 若年船員の就職促進

- 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

2. 環境

(1) 事業用自動車に係る環境対応車への購入補助の延長等

- 購入補助の延長
 - ・ 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を6か月延長（平成22年9月30日まで延長）
- 省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善
 - ・ 現在の2010年度燃費基準よりも更に厳しい2015年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

(2) 住宅版エコポイント制度の創設

- エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

(3) 木造住宅の振興

- 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

(4) 物流・交通の低炭素化

- 海上交通の低炭素化促進、グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充等による物流・交通の低炭素化

(5) 「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進

- 「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進

(6) 省エネ法に基づく省エネ基準の見直し

- 建築物の省エネ判断基準の見直し
- 自動車の燃費基準の強化

3. 景気

<金融対策>

○ 下請建設企業支援

- ・ 下請建設企業の経営を支えるための金融支援

<住宅投資>

(1) 住宅金融の拡充

- 優良住宅取得支援制度（フラット35S）の金利の大幅な時限的引下げ等
 - ・ 平成22年12月末までの優良住宅の取得に対し、当初10年間の金利引下げ幅を現行の0.3%から1.0%に拡大する
 - ・ 住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する

(2) 住宅税制の改正

- 平成22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

(3) 住宅版エコポイント制度の創設等（再掲）

- 住宅版エコポイント制度の創設（再掲）
 - ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設
- 建築確認手続き等の運用改善
 - ・ 建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

4. 生活の安心確保

○ 災害復旧等

- ・ 昨年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

5. 地方支援

○ 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

- ～ 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

- ・ 地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

6. 「国民潜在力」の發揮

○ 特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案（第1次～16次）のうち、第16次提案について処理を促進（本年1月中を目途に結論）するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け、速やかな処理に努める（平成22年3月末まで）。

○ 休暇分散取得等の推進（再掲）

- ・ ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。